

中小企業・小規模事業者政策の 今後の方針について ～中間整理を受けて～

平成29年11月27日

中小企業庁

1. 基本問題小委員会「中間整理」を踏まえた対応状況について

1 - 1. 基本問題小委員会「中間整理」(本年5月)

- 基本問題小委員会では平成28年10月から、担い手、IT化、人材といった生産性向上における重要テーマについて8回にわたる議論を実施し、「中間整理」を取りまとめ(本年5月)。

基本問題小委員会の議論過程

- **第6回(平成28年10月31日)**
 - ・ 中小企業等経営強化法の執行状況について
 - ・ 今後の論点について
- **第7回(平成28年11月14日)**
 - ・ 中小企業におけるIT導入支援について
- **第8回(平成28年11月28日)**
 - ・ 事業承継について
 - ・ 人材育成を中心とした労働生産性の向上について
- **第9回(平成28年12月12日)**
 - ・ 創業の現状・今後の課題について
- **第10回(平成28年12月26日)**
 - ・ 人材に関するこれまでの議論について
- **第11回(平成29年2月10日)**
 - ・ 事業統合や再編に向けた民間事業者の取組について
 - ・ 外部からの幹部候補の採用等について
 - ・ IT導入による生産性向上研究会の設置
- **第12回(平成29年3月17日)**
 - ・ 中小企業政策審議会基本問題小委員会中間整理(案)
- **第13回(平成29年4月21日)**
 - ・ 中小企業政策審議会基本問題小委員会中間整理(案)

「中間整理」の基本的考え方

- ✓ 潜在成長率が低下傾向にある中、中小企業・小規模事業者政策の中軸に、生産性向上を据えるべきではないか。
- ✓ 生産性の押し下げを回避するため、生産性の高い中小企業・小規模事業者の後継者不足による廃業を事業承継等により減らすべきではないか。
- ✓ 経済の活性化の観点から、生産性の高い中小企業・小規模事業者の起業や創業を促進する必要があるのではないか。
- ✓ 様々な構造変化に対応するため、中小企業・小規模事業者政策においても、中長期的な視点を持った施策の構築・展開が必要ではないか。

1-2. 「中間整理」を踏まえた課題と対応①

- 「中間整理」で示された課題に対し、①予算・税制等の支援ツールの要求に繋げるとともに、②一部の課題については更なる検討深掘りを実施。

1. 人手不足への対応

- ・「中小企業・小規模事業者の働き方改革・人手不足対応に関する検討会」を平成29年7月～11月の3回にわたり開催。支援策のパッケージをとりまとめた他、地方におけるヒアリングを実施
- ・中小企業・小規模事業者人材対策事業によるマッチング支援や人手不足対応ガイドラインの周知を引き続き実施
- ・「中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ」を設置。平成29年9月に第1回を開催

2. 中小企業・小規模事業者の生産性向上

(1) 総合的な「生産性」向上施策の実施

- ・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画について、事業分野別指針の策定や事業分野別経営力向上推進機関の認定により、生産性向上のための環境を整備
- ・「中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ」を設置。平成29年9月に第1回を開催（再掲）

(2) 中小企業・小規模事業者施策のスマート化に向けた環境整備

- ・IT導入補助金によりITツールを活用して生産性向上を図る中小企業への支援を実施【平成28年度補正予算】
- ・中小企業のIT導入支援を議論する「スマートSME研究会」で中間論点整理をとりまとめ（平成29年6月）

(3) 人材とそのノウハウの利活用に向けた環境整備

- ・「我が国産業における人材力強化に向けた研究会」を設置。研究会の下に「必要な人材像をキャリア構築支援に向けた検討WG」「中小企業等における中核人材の確保・活用促進に向けた検討WG」を設置し、中核人材の具体的なニーズ等を議論中。本年度中にとりまとめ

(4) 海外展開・販路開拓・ブランディング・インバウンド

- ・海外販路開拓や、地域資源の活用により行う販路開拓等を支援するため、中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業、ふるさと名物応援事業を要求【平成30年度概算要求】

1 - 3. 「中間整理」を踏まえた課題と対応②

3. 担い手の強化

(1) 事業承継に向けた一層の環境整備

- ・地域における事業承継ネットワークの構築等により、事業承継・再編・統合を支援するため、事業承継・再編・統合・集中実施事業を要求【平成30年度概算要求】
- ・事業引継ぎ支援センターにてマッチング支援等を行うため、中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業を要求【平成30年度概算要求】
- ・事業承継税制の抜本的拡充等、次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充を要望【平成30年度税制改正要望】

(2) 起業・創業に資する一層の環境整備

- ・潜在的創業者の掘り起こしから創業前の支援、創業後の成長の後押しまでを実施するため、地域創業活性化支援事業を要望【平成30年度概算要求】

4. その他

(1) 賃上げ・働き方改革

- ・「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」の下に、「下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループ」「中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ」を設置。平成29年9月にそれぞれ第1回を開催
- ・賃上げに向けたインセンティブとして、所得拡大促進税制の延長・拡充を要望【平成30年度税制改正要望】
- ・「中小企業・小規模事業者の働き方改革・人手不足対応に関する検討会」を平成29年7月～11月の3回にわたり開催。支援策のパッケージをとりまとめた他、地方におけるヒアリングを実施（再掲）

(2) 中小企業・小規模事業者の成長に向けた連携・共同化・統合に関する更なる政策体系の整備

- ・不動産取得税の軽減措置等、再編・統合に係る税負担の軽減措置の創設を要望【平成30年度税制改正要望】
- ・地域における事業承継ネットワークの構築等により、事業承継・再編・統合を支援するため、事業承継・再編・統合・集中実施事業を要求【平成30年度概算要求】（再掲）

1-4. 経営支援分科会「中間整理」(本年6月)

- 経営支援分科会では平成28年11月から、中小企業支援体制の在り方について6回にわたる議論を実施し、「中間整理」を取りまとめ(本年6月)。

経営支援分科会の議論過程

- **第10回(平成28年11月10日)**
 - ・ 中小企業・小規模事業者の支援体制について
- **第11回(平成28年12月8日)**
 - ・ 各支援機関の取組状況
 - ・ よろず支援拠点及び認定経営革新等支援機関の評価方法に関する検討
- **第12回(平成29年1月16日)**
 - ・ よろず支援拠点と認定経営革新等支援機関について
- **第13回(平成29年2月7日)**
 - ・ 中小企業・小規模事業者からみた中小企業支援機関に関するアンケート(確報)
 - ・ よろず支援拠点の今後の方向性(骨子)
 - ・ 個別政策課題について支援機関に期待すること
- **第14回(平成29年3月14日)**
 - ・ よろず支援拠点の次年度以降の進め方
 - ・ 個別経営課題について支援機関に期待すること
- **第15回(平成29年4月13日)**
 - ・ 認定経営革新等支援機関制度の見直しに係る具体的論点
 - ・ 金融機関の取組状況
 - ・ 個別経営課題について支援機関に期待すること
- **第16回(平成29年5月25日)**
 - ・ 地域での中小企業支援機関相互の連携状況
 - ・ 中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会中間整理(案)

経営支援分科会での主なご意見(論点設定等)

- ✓ 支援対象企業数があまりにも多いのと、地方に行くとしても移動距離もあって難しいので、そういうときにこそ、よろず支援拠点は商工会・商工会議所、金融機関と連携すべき。
- ✓ 商工会議所や金融機関など、事業者と直接接点の多い機関が、地域の中小企業者等の「かかりつけ医」としての役割を果たすべき。個々の機関が果たせない役割については、支援機関が連携し、中小企業者等にとって使い勝手が良いような、相談して良かったと思って頂けるようにして貰いたい。
- ✓ よろず支援拠点のPDCAを今後どう回していくかだが、各拠点で質的にバラツキがある中、それぞれのよろず支援拠点が自ら提案したベストプラクティスを出させて、具体的に検証し、評価すべき。
- ✓ 認定経営革新等支援機関については、最低限この程度はやってほしいというラインを定めるべきではないか。また、任期がないことは問題。早急に解決してほしい。

1 - 5. 経営支援分科会共済小委員会「中小企業倒産防止共済制度の今後のあり方について」（本年3月）

- 共済小委員会では、「中小企業倒産防止共済制度研究会」を設置し、平成28年9月から、中小企業倒産防止共済制度に関する基本的な事項について4回にわたり検討した結果を参考としつつ、3回の審議を経て、「中小企業倒産防止共済制度の今後のあり方について」をとりまとめ（本年3月）。

共済小委員会・中小企業倒産防止共済制度研究会 の議論過程

【共済小委員会】

○第6回（平成28年3月3日）

- ・ 中小企業倒産防止共済制度の見直しの検討に関する論点整理について

○第7回（平成28年12月19日）

- ・ 中小企業倒産防止共済制度の見直しの検討について

○第8回（平成29年3月1日）

- ・ 中小企業倒産防止共済制度の今後のあり方について

【中小企業倒産防止共済制度研究会】

○第1回（平成28年9月12日）

- ・ 中小企業倒産防止共済制度の現状及び財政状況、検討の論点等について

- ・ 中小企業倒産防止共済制度の検討について

○第2回（平成28年10月26日）

- ・ 中小企業倒産防止共済制度の検討について

○第3回（平成28年11月25日）

- ・ 中小企業倒産防止共済制度の検討について

○第4回（平成29年2月8日）

- ・ 中小企業倒産防止共済制度の今後のあり方について

共済事由について

- ✓ 「でんさい（電子記録債権）」については、支払不能が2回以上生じた場合、取引停止処分となることから、手形と同様、倒産と見なすことができ、売掛金債権が回収困難な状態となっていることが、制度上明確となっているとともに、手形同様、(株)全銀電子債権ネットワークからの情報提供があれば、形式的な審査で対応が可能であり、取引停止処分となった日時の特定が可能と考えられることから、でんさいの利用状況も踏まえながら、倒産事由として今後、早期に対応していくことが適当である。

1-6. スマートSME研究会「中間論点整理」(本年6月)

- 第11回基本問題小委員会(平成29年2月)にて設立することが決定された、スマートSME研究会では、平成29年3月から、中小企業・小規模事業者のIT導入について4回にわたる議論を実施し、「中間論点整理」をとりまとめ(本年6月)。

スマートSME研究会の議論過程

- **第1回(平成29年3月29日)**
 - ・ 中小企業のIT化の具体的な取組
 - ・ 中小企業のIT化に係る現状及び課題について
- **第2回(平成29年4月19日)**
 - ・ IT事業者等の具体的な取組について
 - ・ 情報セキュリティの普及啓発活動について
 - ・ 企業間データ連携のプラットフォームについて
- **第3回(平成29年5月17日)**
 - ・ 中小企業のIoT等の取組について
 - ・ 第四次産業革命と中小企業について
- **第4回(平成29年6月6日)**
 - ・ スマートSME研究会中間論点整理(案)

具体的な対応の方向性、今後の検討課題 IT導入が進んでいない領域における対応

- ✓ 中小企業・小規模事業者によるIT導入を促進するためには、どのITツールが自社の生産性を高め、利益につながられるかが明確になることが有効であり、また、ITツールに対する不安を払拭できるような「見える化」を確保することが必要である。
- ✓ 一方、クラウド等のITツールを提供する事業者については、必ずしも全国規模でネットワークを有している訳ではなく、十分な販路を有している訳でない。このため、中小企業支援機関を伴走機関としつつ、中小企業支援機関とITツールの提供者やITに特化した支援者との連携を促進し、中小企業・小規模事業者のIT導入を面的に促進する枠組みを設ける必要がある。

2. 生産性向上のための法的枠組みの構築

2-1. 中小企業等の生産性向上に向けた制度的枠組みの方向性 (案)

- 業界単位での推進体制を強化するとともに、ベストプラクティスを收拾して基本方針や事業分野別指針に反映し、各業種の特性に応じて、更なる普及を促進し、平成30年度以降、雇用関係助成金との連携についても、検討。【運用体制の強化】
- あわせて中小企業視点でITツールの評価を可能にする体制の導入、支援能力確保・維持のため、認定経営革新等支援機関に更新制等の導入。【制度的対応】
- 更に、後継者不足の中で、M & Aにより、事業・経営資源を成長意欲のある企業や有能な経営人材に引き継ぐ枠組を創設。【制度的対応】

現行制度

【事業分野別指針】

- 経産省：製造業、卸・小売業
- 国交省：旅館（厚労省と共管）、貨物自動車運送、船舶、自動車整備、建設、不動産
- 厚労省：外食・中食（農水省と共管）、医療、介護、保育、障害福祉
- 総務省：CATV、電気通信業、地上基幹放送

【支援措置】

- 税制支援（固定資産税軽減や即時償却等）
- 金融支援（融資・信用保証等）
- 補助金の優先採択

事業分野別 経営力向上推進機関

【認定向上推進機関（10月31日時点）】

- ・日本自動車整備振興会連合会
- ・日本自動車部品工業会
- ・情報通信ネットワーク産業協会
- ・日本ボランティアチェーン協会
- ・放送サービス協会
- ・全日本トラック協会
- ・日本能率協会
- ・日本電子回路工業会
- ・素形材センター
- ・日本旅館協会
- ・日本CATV連盟
- ・大阪NPO協議会
- ・日本印刷技術協会

主務大臣

認定

申請

経営力向上計画

普及啓発
人材育成

中小企業・
小規模事業者
中堅企業

サポート

経営革新等
支援機関

- ・商工会議所
- ・商工会・中央会
- ・地域金融機関
- ・土業等の専門家等

今後の方向性

運用強化

【事業分野別指針】

生産性が低い分野を中心に更なる指針の策定

【支援措置】

雇用関係助成金など各省施策との連携

【推進機関】

推進機関を増やし、業界単位での取組強化

制度的対応

- 再編を促進する制度的枠組を創設し、以下の支援措置を講じる。
 - ・各種税制支援
 - ・許認可承継／債務引受等の手続特例
- 経営革新等支援機関の認定に更新制等を導入
- ITツールの見える化

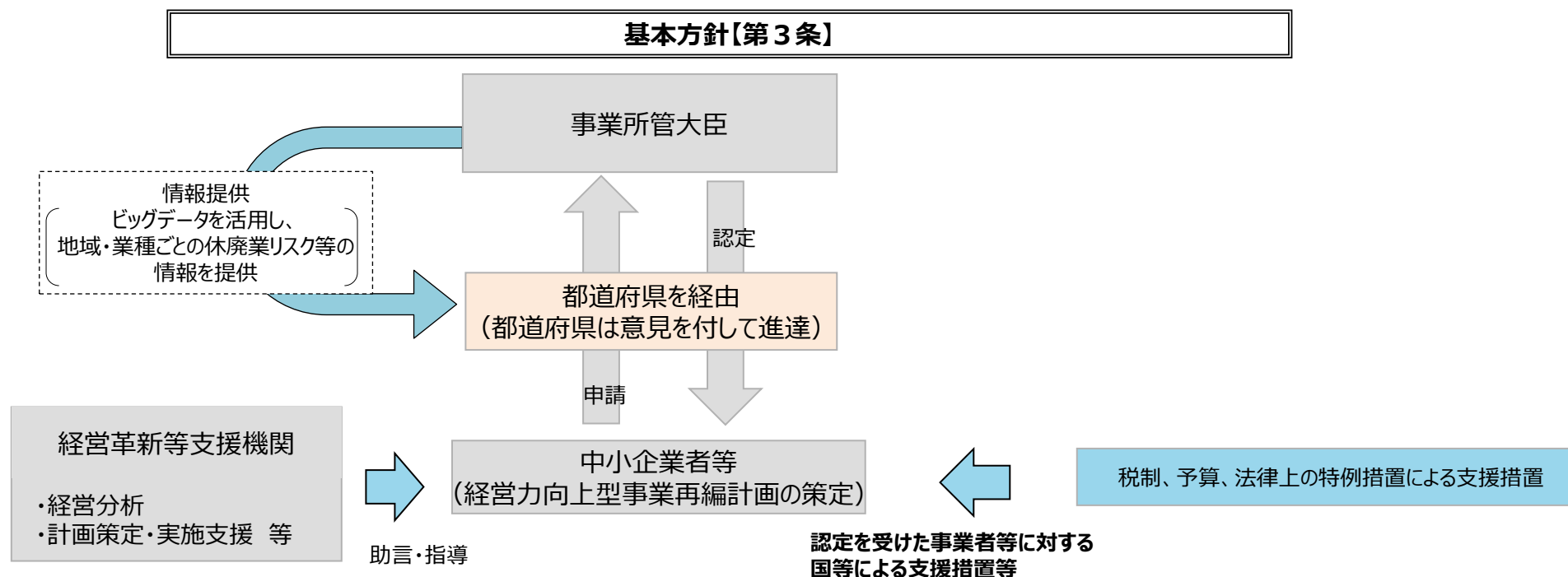
2 - 2. 事業承継・再編の促進

2-2. 中小企業等の成長に向けた事業再編の促進

検討中

- 中小企業者等の成長に向けた事業再編を促進するため、中小企業者等が経営力向上型事業再編計画（仮称）を策定し、事業所管大臣の認定を受けた場合には、各種の支援措置を講じるとともに、金融支援の対象範囲を拡大。

(1) 中小企業等経営強化法の改正(案) ※検討中



(2) 経営承継円滑化法の改正(案) ※検討中
金融支援の対象範囲を拡大

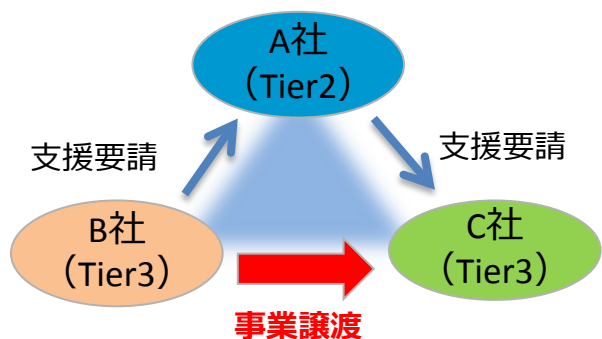
(注) 支援措置はいずれも現在調整中、要望中のものであり、今後変更がありえる。

(参考) サプライチェーン・地域における事業統合・共同化の支援事例

- 業種・地域によっては、サプライチェーン維持、地域の主要産業の発展という観点で、事業承継・事業再編等の支援が行われるケースが存在する。

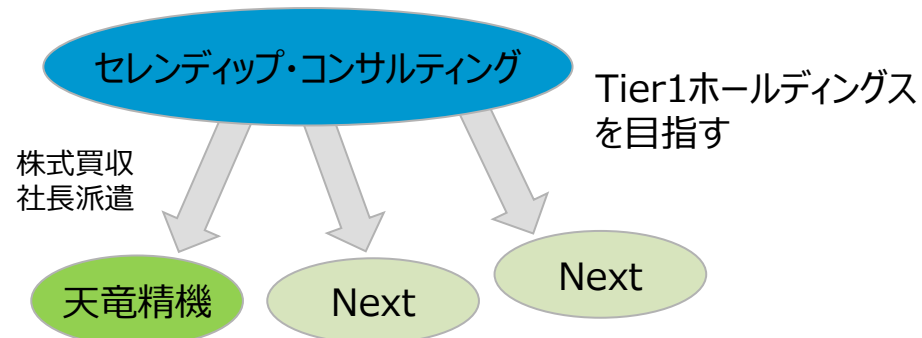
自動車部品サプライチェーン維持のための事業統合の事例

- ・自動車電装品の製造を営むB社 (Tier3) は、足下の経営環境の悪化により、取引銀行からの金融支援が困難となり、元請先A社 (Tier2) に今後の対応を相談。
- ・事態を重く見た元請先A社は、下請のC社 (従業員数70名、Tier3) とC社の取引信用金庫に支援を要請した。
- ・最終的には、B社の工場をC社に賃貸するとともに、B社の機械設備をA社が一旦買取り、C社に賃貸するなど、C社の負担を軽くする形で事業譲渡が行われた。B社の経営者及び従業員は、現在、C社の従業員として勤務している。



株式買収と社長派遣により事業再編を行うコンサル会社の例

- ・名古屋のコンサル会社 (セレンディップ・コンサルティング) のビジネスモデルは、後継者不在の創業家から株式を取得・長期保有し、プロの経営者を派遣して経営改善に取り組み、コンサルタント料と株の配当金により投資を回収。
- ・例えば、創業家 (三代目) が社長を務める天竜精機 (携帯電話部品等製造・長野) の株式を取得し、商社から転身した人材を社長として派遣。その後、積極的な事業展開により、就任後2年間で売上2割増 (24億円) の見通しとなった。
- ・将来の事業再編・サプライチェーンの構築に向けて、ハイテク部品会社や自動車部品会社の株式取得を複数計画中。



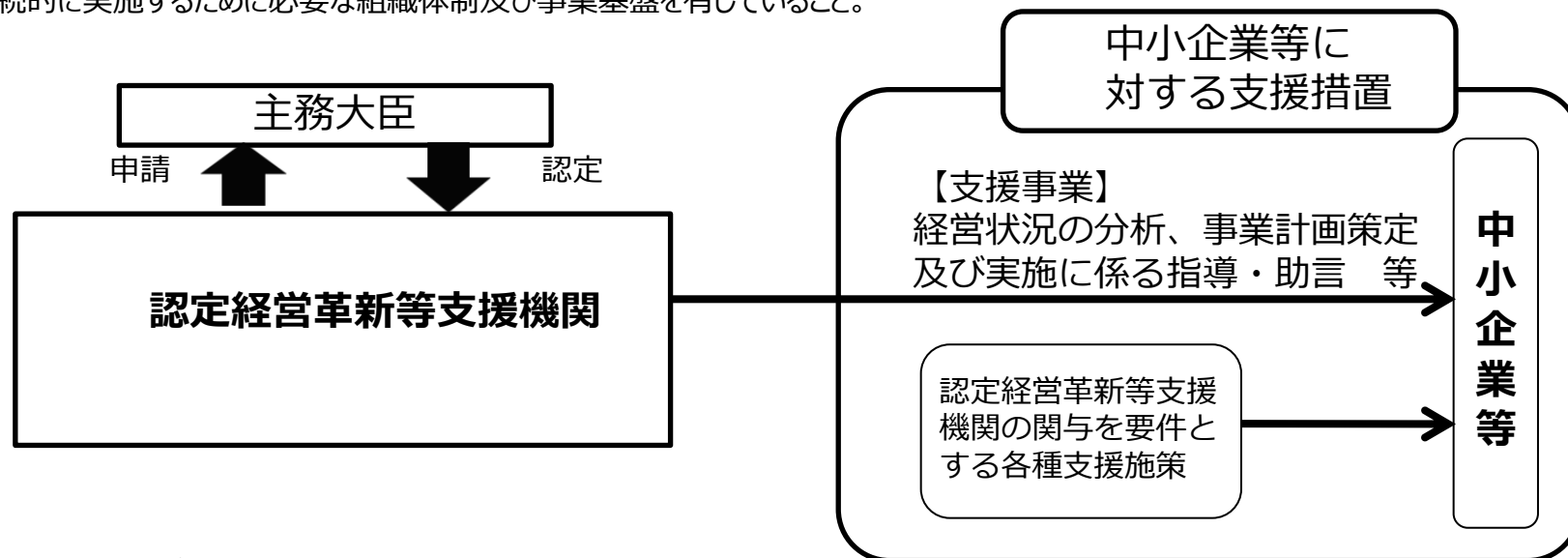
2 - 3. 認定支援機関の強化

2-3 (1) 認定経営革新等支援機関の概要

- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（現 **中小企業等経営強化法**）の一部改正により、本制度を措置（**平成24年8月30日施行**）。
- **施行から約5年間で、約2万7000の様々な分野の専門家を認定**することで、中小企業支援機関の裾野の拡大と面的広がりを実現。

【認定基準】

- ① 税務、金融及び財務に関する専門的な知識を有していること。
- ② 法定業務（経営革新等支援業務）に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の実務経験を有していること。
- ③ 業務を継続的に実施するために必要な組織体制及び事業基盤を有していること。



【認定状況】（平成29年10月末時点）

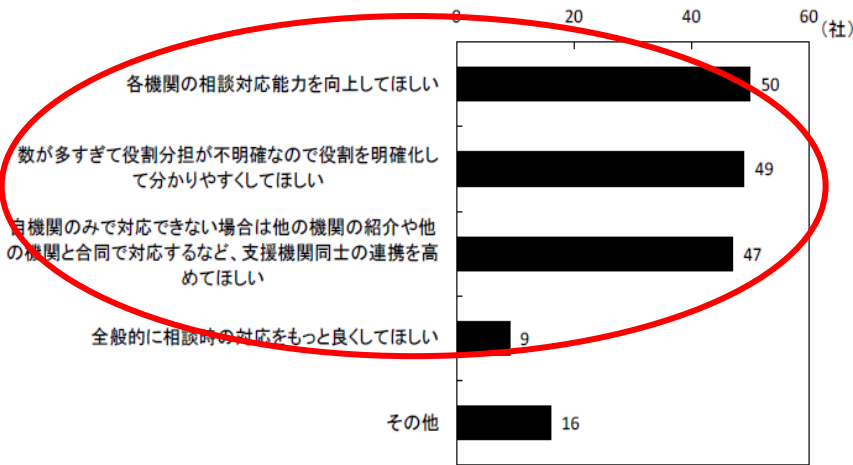
税理士	税理士 法人	公認 会計士	監査 法人	弁護士	弁護士 法人	商工会	商工 会議所	中小企 業団体 中央会	中小 企業 診断 士	民間コン サルティ ング会社	その他	金融 機関	合計
18,419	2,331	2,160	67	1,503	95	47	381	43	580	649	440	488	27,203

※本認定数には、商工会単会や、金融機関等の支店等の数は含まれていないが、例えば、商工会は47都道府県商工会連合会を認定することで、全商工会を認定支援機関としての体制に含めており、また、金融機関についても同様に、本店を認定することで、各支店を認定支援機関としての体制に含めている。

2-3 (2) 中小企業支援機関の課題

- 中小企業等から支援機関に対する期待として、①相談対応能力の向上、②支援機関同士の連携強化等のニーズが寄せられている中、認定経営革新等支援機関においては、①支援の質のバラツキ、②支援機関同士の相互連携などが課題となっている。

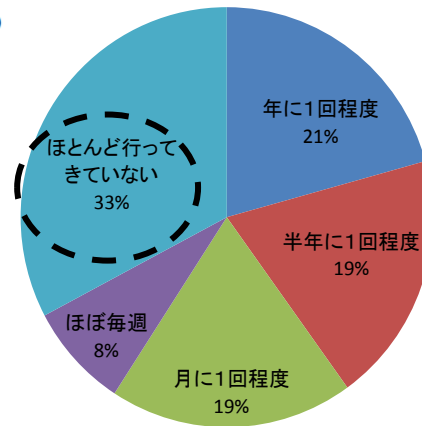
【中小企業支援機関に関するアンケート結果】



(出所) 中小・小規模事業者からみた中小企業支援機関に関するアンケート結果 (平成28年12月～平成29年2月)

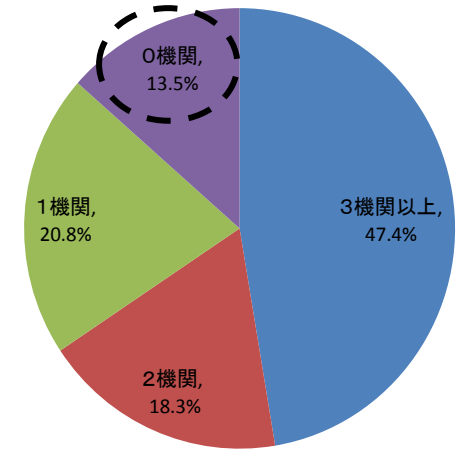
【「経営革新等支援業務」の実施状況】 【「支援機関同士の連携」の実施状況】

【直近1年の実施状況】



約3割の者が法定業務である経営革新等支援業務をほとんど行っていない。

(出所) 中小企業庁「平成28年度認定経営革新等支援機関の任意調査」



1割強の者が連携をしていない。

2-3 (3) 認定経営革新等支援機関制度見直しの議論

- 認定支援機関における課題解決のため、今後5年程度を目処として、①認定後の十分な経営支援能力の確保、②認定支援機関制度の普及促進、③更なる能力の向上に向けた取組を講じていくことが必要。

【認定支援機関制度見直しの論点】

「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 中間整理（平成29年6月1日）」を踏まえた今後の主な課題

I 認定後の経営支援能力確保

中小企業支援を真に実施する認定支援機関を明確化する

取組1：
活動実績の見える化

取組2：
更新制の導入

取組3：
認定取消しの在り方の見直し

II 制度の普及促進

行政と中小企業者等の結節点として、認定支援機関制度を普及させる

取組4：
申請手続きの簡素化

取組5：
表彰制度導入とWebページ改善

取組6：
情報提供の強化

III 更なる能力向上

認定支援機関ごとの支援の質のバラツキ是正等の観点から支援能力を更に向上させる

取組7：
支援機関同士の連携強化

取組8：
研修の充実

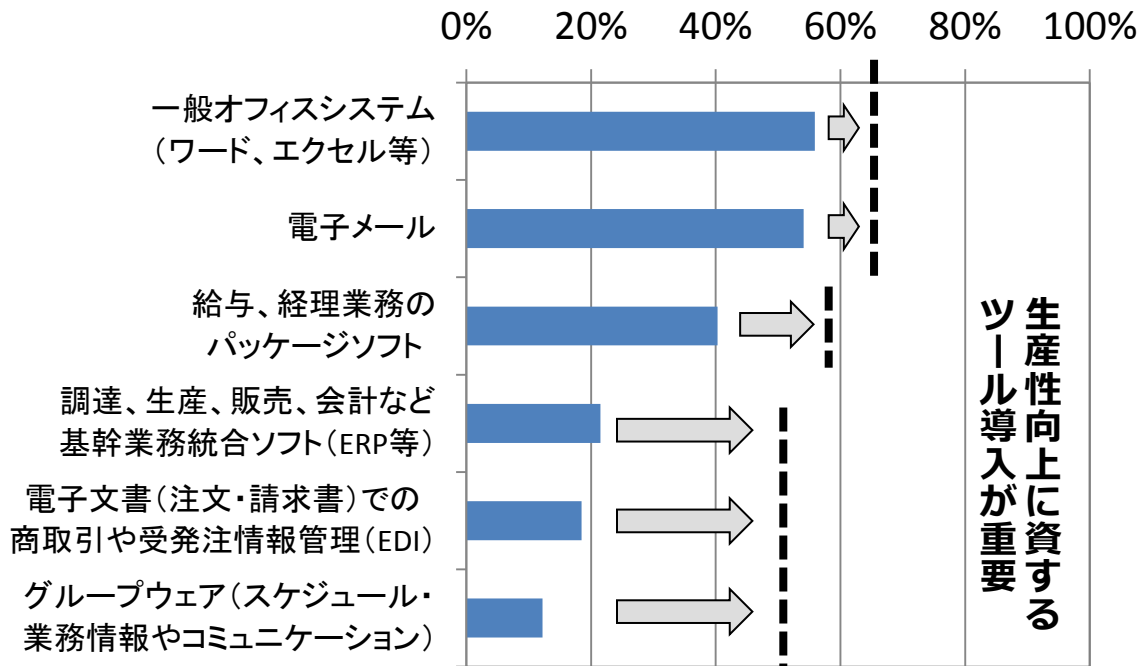
取組9：
専門家派遣制度の見直し

2 - 4 . 中小企業のIT導入推進

2-4 (1) 中小企業におけるIT利用状況

- 中小企業のIT利活用は約55%にとどまっており、そのうち、経理などパッケージソフトでは全体の約40%、収益に直結する調達、販売、受発注管理などは約20%にとどまる。
- クラウドサービス等の普及によって、初期導入コストが低く自社管理が不要で、中小企業でも簡便にIT導入ができる環境が整ってきたが、まだIT導入が進んでいない層に対して、どのようにIT導入を図っていくかが大きな課題。

中小企業におけるIT利活用の実態



(出典) 中小企業・小規模事業者の経営課題に関するアンケート調査
(全国中小企業取引振興協会 (2016))

ITツール導入で生産性向上の事例

- <会計> 会計業務に係るITツールを導入し、会計処理時間が月18時間削減。
- <建設> 受発注管理、適切な人材配置等に係るITツールを導入し、発注ミスがなくなる等の業務効率化を通じて、営業利益が30%アップ。
- <宿泊> 予約台帳管理や社内情報共有等に係るITツールを導入し、顧客からの要望を迅速に社内に共有することで、多彩かつ高品質なサービスの提供を実現。これにより、営業利益が40%アップ。

2-4 (2) 平成28年度IT導入補助金の概要

- 平成28年度補正予算において、IT導入支援事業者があらかじめ登録したITツールを活用して生産性向上を図る中小企業の経費の一部を補助（補助額：100万円、補助率：2/3）。

IT導入補助金利用の流れ

IT導入支援事業者が10のコア機能のうち2つ以上のコア機能を組み合わせたITツールを事務局に登録HPに掲載 (<https://www.it-hojo.jp>)



登録されたツールを選択して補助金を申請（IT導入支援事業者が代理申請）

	コア機能①	コア機能②	コア機能③	コア機能④
フロント業務	予約	コミュニケーション	販売・店頭	決済
	店舗予約、時間予約、宿泊予約、求車等	カルテ、出欠、メルマガ等	EC、翻訳、コミュニケーション、オーダーエントリー等	クーポン、POS、モバイルレジ等
	コア機能⑤	コア機能⑥	コア機能⑦	コア機能⑧
ミドル業務	顧客管理	人事シフト	受発注	原価管理・業務管理
	顧客分析、分析、マーケティング等	シフト管理、運行管理、プログラム管理等	EDI、翻訳、電子的受注・発注、制約処理、納品等	原価管理、見積、業務計画策定、在庫管理、施設管理等
	コア機能⑨	コア機能⑩		
バックオフィス業務	財務・会計管理	給与		
	会計管理、債務管理、債権管理、ファイナンス管理等	給与管理等		

公募結果

- IT導入支援事業者：約4,500者（うち補助金の代理申請をした者：約2,000者）
- ITツール：約20,000件
- 採択事業者：約15,000者

<業種別採択数>

業種	採択数
飲食・サービス	1,586
宿泊	174
卸・小売	2,345
運輸	285
医療	1,505
介護	453
保育	139
その他（建設・製造等）	7,814

<従業員数別採択数>

従業員数	採択数
5名以下	6,570
6～50名	6,359
51～100名	855
101名以上	488

2-4 (3) 平成28年度IT導入補助金の採択事例とアンケート結果

IT導入補助金の採択事例（一次公募）

業種	導入するITツール	期待する効果
飲食	予約管理（顧客管理含む）、インターネット予約、会計機能（POSレジ機能）、顧客分析機能をオールインワンで提供するシステムを導入	業務効率を上げ、ダブルブッキングなどの機会ロスを防ぐとともに、インターネット予約により、24時間365日の予約を可能にし、売上向上。
小売・卸	出荷や受注の効率化、配送状況等のステータス管理、分析機能、売掛管理機能等	通販事業等において更なる効率化や生産性の向上
宿泊	宿泊予約、売上、顧客管理機能を持つツールを導入	ブッキングを防ぐだけでなく、顧客に寄り添ったサービスの提案が可能となる。
運輸	運輸業向けシステム事務処理、車両管理システムを導入	車両（運転者）の稼働情報、経費情報の登録・分析が運行（運転日報）毎に可能となる。
医療	歯科医院向け院内業務統合システムを導入	予約・受付管理、処置情報の登録・管理、会計・レセプトの管理等を一体的に導入し、抜本的な業務効率化
介護	通所介護事業所向けシステムを導入	施設利用者の基本情報の管理から、通所スケジュールの管理、予定・実績の管理や送迎車の管理が可能。また、タブレットの活用により、スタッフ同士のコミュニケーションの円滑化や確実にスピーディーな請求作業

補助中小企業者へのアンケート調査結果（一次公募の交付決定事業者に本年9月にアンケート調査：有効回答150）

1. コスト削減（見込み含む）効果

- ・回答者の約70%が低減する見込みと回答。
- ・主な理由は、業務プロセスの合理化によるコスト低減及び、働き方改革が進んだため（約75%が超過労働の削減につながったと回答）。
- ・「コストの見える化による意識向上につながった」「ツールにより作業内容、工程及びそれに要した時間が見える化され、次に繋がる具体的なアクションを打てるようになった（労働時間の削減につながった）」等の声あり。

2. 売上向上（見込み含む）効果

- ・回答者の約80%が売上向上の見込みと回答。
- ・主な理由は、業務プロセス/バックオフィス業務が合理化され、①取り扱える商品・サービスが充実、②営業にさける人員・時間が増加したため。
- ・「会社の評価、信頼度が上がり、今後の業績向上に繋がる」、「従業員のモチベーション向上や売上に対する意識向上等の改善効果もあった」等の声あり。

- さらに面的にIT導入を進めるためには仕組みの構築が必要。中小企業において大幅に導入を促進するため、①生産性向上に繋がるITツールの見える化、及び、②支援機関のITリテラシーを向上し、連携してIT導入を図っていく。

IT導入補助金から見たこと

- 約4500者の民間ベンダー、約2万のITツールが登録
- 予約管理システムや出荷・受注の効率化ツール等が導入され、経営課題の解決に寄与。
- 中小企業・中小企業支援者からは、どのITツールが効果があり、安全に利用できるか分かりにくいとの声。
- 民間ベンダー自体は、販路が弱い。(インターネット販売、コールセンターで相談対応など)
- 税理士・会計士、商工会・商工会議所、金融機関、地域販売代理等の中小企業に身近なネットワークを活用した共同体が、短期間で多くの中小企業へのIT導入を実施。

中小企業へのIT導入のための仕組み構築

① ITツール・ベンダーの見える化

中小企業視点でITツールの評価を可能な体制整備
・生産性向上実績
・セキュリティ
・事業継続 等

導入促進

② 身近な支援機関との連携

地域での伴走型中小企業支援機関（地域金融機関、士業専門家、商工会・商工会議所等）のIT活用支援体制構築
・ITスキル向上研修
・IT専門家を配置

IT導入が進んでいない
中小企業

2-4 (5) 中小企業のIT導入推進に向けて

(1) ITツールベンダーの「見える化」について

- 中小企業がITベンダーを選びやすくするため、「見える化」する情報の項目を国があらかじめ示すとともに、ITベンダーに情報提供を求めていくことを検討すべきではないか（認定制度の導入）。
- 提供を受けた情報は、データベースに外部公開用APIを設け、ミラサポや民間サイトでも広く活用できるようにすることで、中小企業が使いやすいサービスを民間の力も活用しつつ提供していく。
- 「見える化」する項目については、中小企業の生産性向上の実績、セキュリティ対策、事業の継続性、データ連携先を中心に検討し、スマートSME研究会等で確認する。

(2) 認定経営革新等支援機関等による支援

- 中小企業の経営者がIT導入の必要性を理解し（気づき）、具体的な導入計画を策定し（考え）、導入・フォローする（実践）、という段階毎に、認定支援機関等が中小企業に支援を行うことが求められる。
- このためには、各段階に対応できるIT支援人材の質的・量的拡大と（供給力拡大）、中小企業のIT人材の活用促進（需要拡大）とが相まって、自律的に中小企業にIT導入が進む状況を目指すことが必要。
- 具体的には、IT支援人材の供給力拡大策としては、経営指導員等向けのIT導入研修の充実、ITコーディネーター等のIT専門人材の育成支援等。IT支援人材の需要拡大策としては、よろず支援拠点によるIT相談体制の構築、中小企業へのIT専門家の活用支援等、に取り組むことが重要。

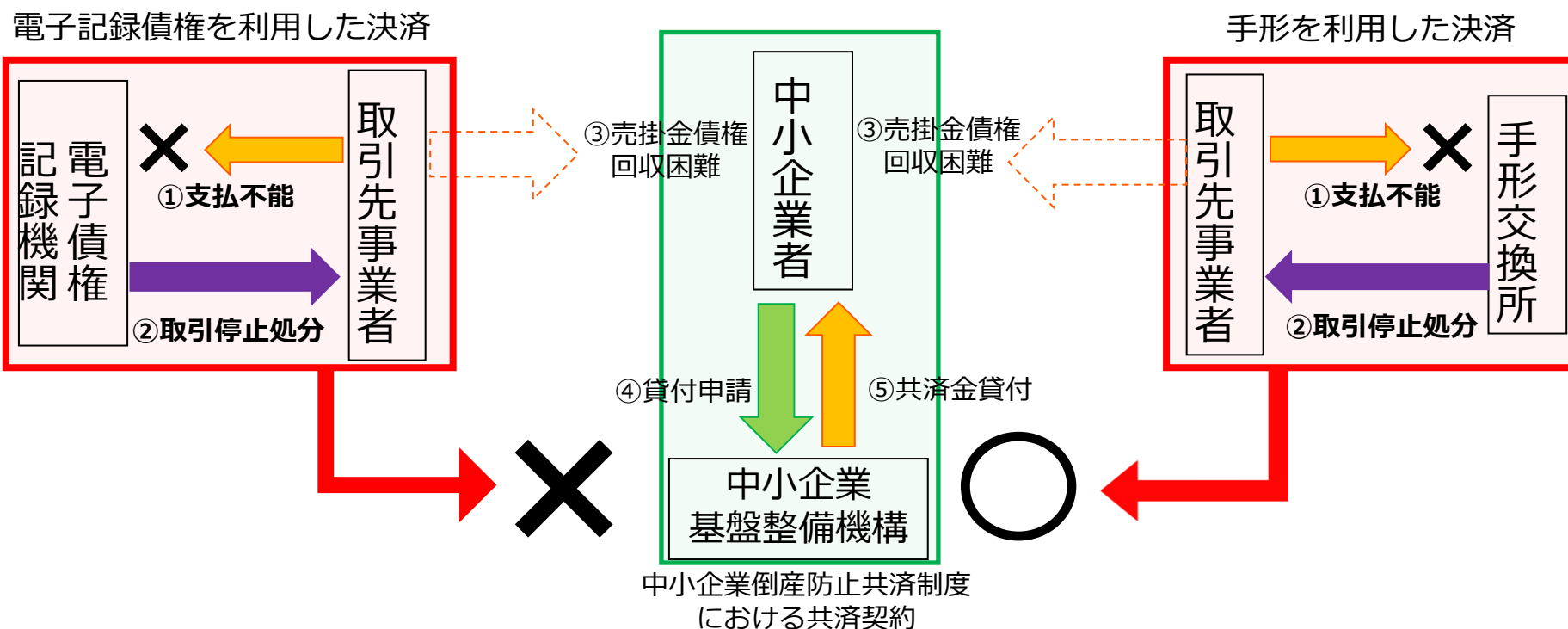
2-4 (6) 中小企業倒産防止共済制度におけるIT化への対応 検討中

- 電子記録債権は、電子記録債権法（平成19年法律第102号）によって制度化されており、手形や振込に代わる新たな決済手段としての利用が進んでいる。
- 中小企業倒産防止共済制度※においては、取引先企業の法的整理、私的整理、手形の不渡り等を共済金の貸付事由としているところ、電子債権記録機関による取引停止を事由に追加する。

※中小企業者が、取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となった場合に、自らの連鎖倒産等を防止するため、共済契約に基づき（独）中小企業基盤整備機構から共済金の貸付を受けられる制度。現状、中小企業倒産防止共済法（昭和52年法律第84号）において、定められている共済金の貸付事由は以下のとおり。

- ①破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始、特別清算開始の申し立て（法的整理）、②手形取引に係る取引停止処分、③弁護士、司法書士が介在する私的整理、④災害による不渡り等（東日本大震災により講じた措置）

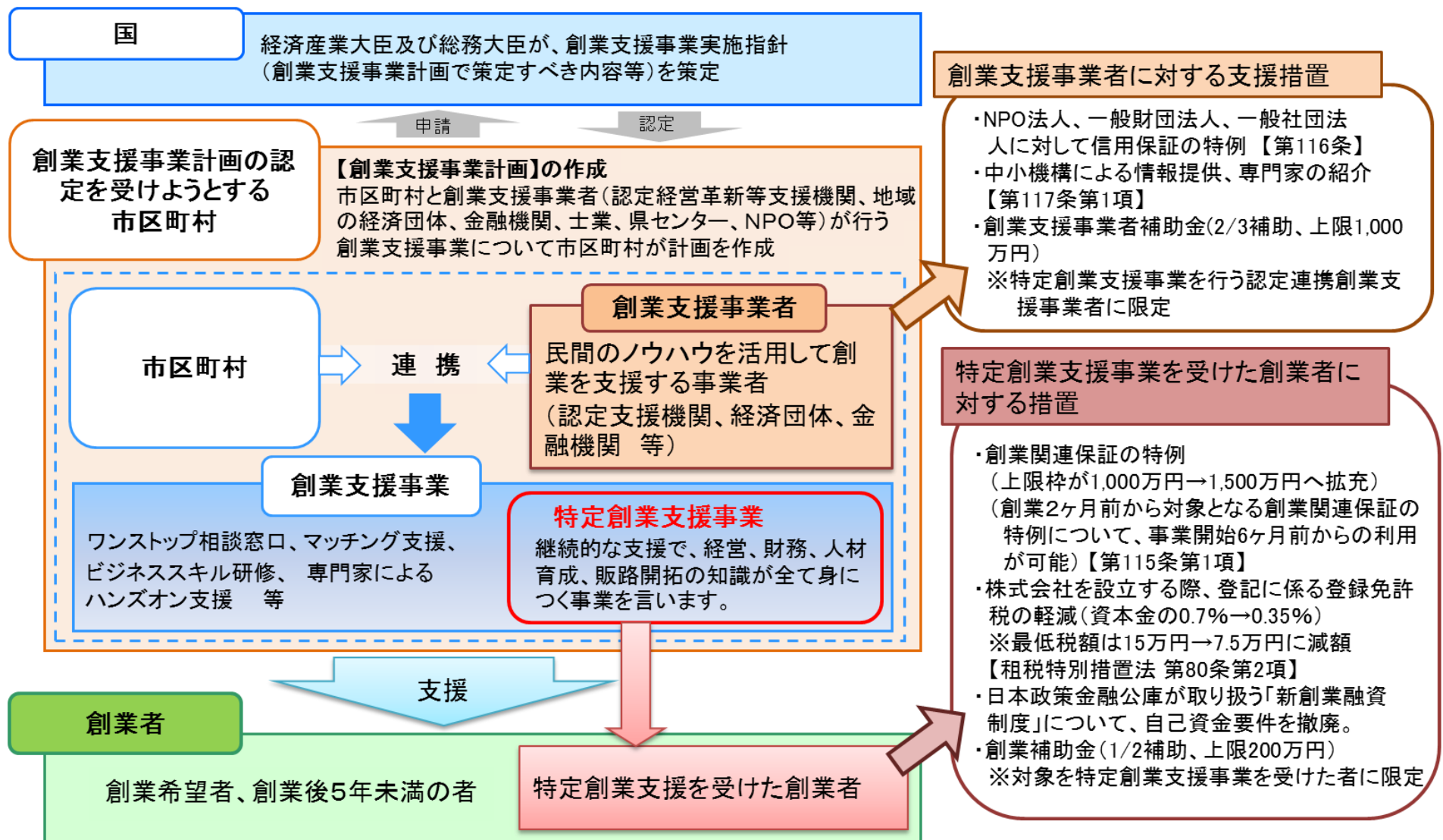
共済貸付のフロー図（現行法上の電子記録債権と手形における例）



2 - 5. 起業・創業の促進

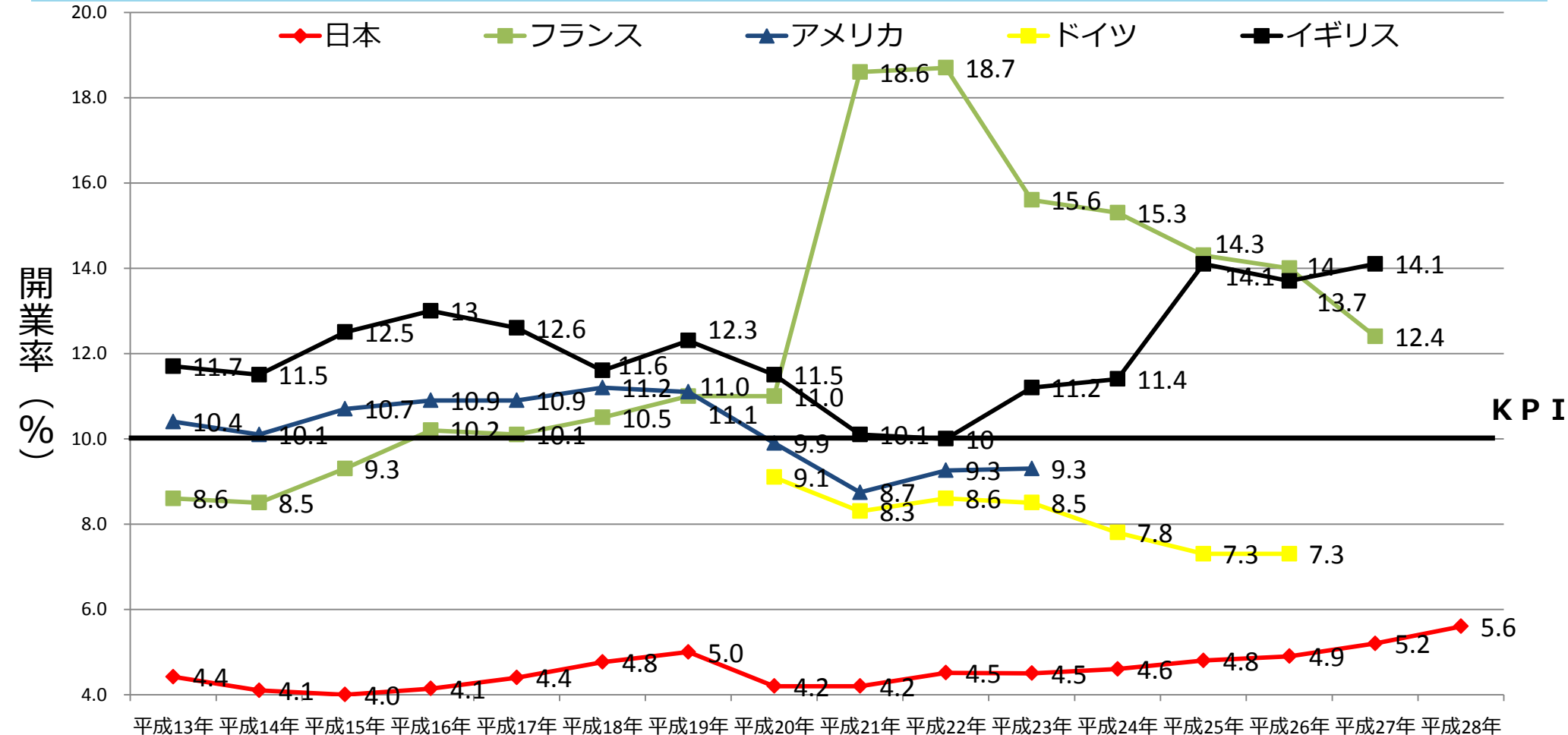
2-5 (1) 現行産業競争力強化法における創業支援スキームの概要

● 現在、創業者にとって身近な存在である市区町村が中心となって、下図スキームに沿って創業支援が行われている。**全国1,741のうち1,346市区町村が計画の認定を受けており（人口カバー率は96%）**、平成26～28年度において約7万人の創業を実現。



2-5 (2) 創業支援施策の政策目標 (KPI)

- 平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」において、「米国・英国レベルの開・廃業率10%台（現状約5%）を目指す」ことが掲げられた。その後、平成29年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」まで継続してKPIに位置付けられており、達成に向けて各種創業支援施策を講じている。

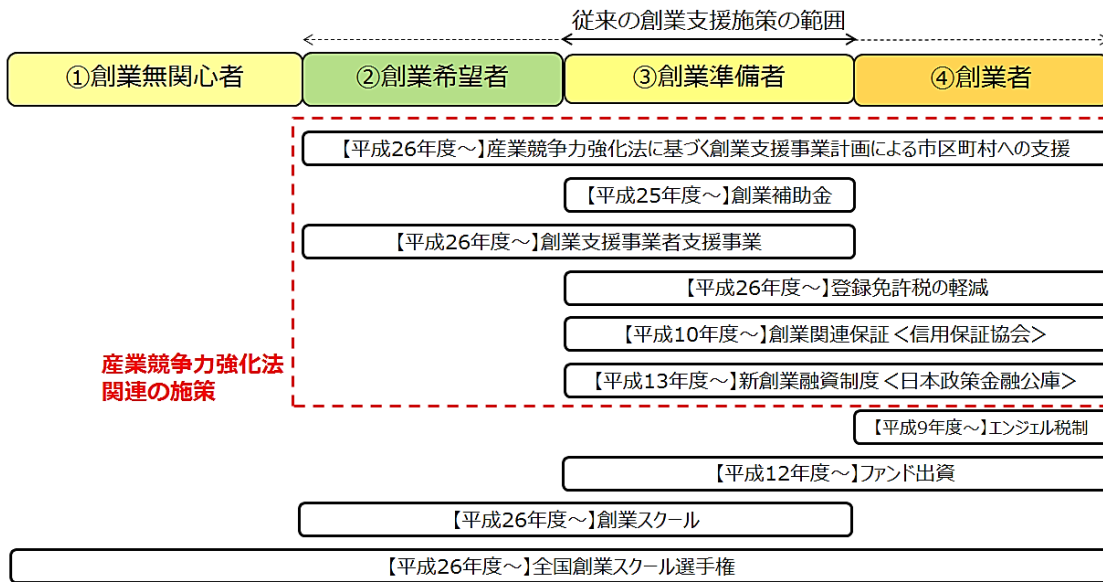


(出典) 中小企業白書 (2017年度) 日本: 厚生労働省「雇用保険事業年報」(年度ベース)
 アメリカ: U.S. Small Business Administration「The Small Business Economy(2012)」
 イギリス: Office for National Statistics「Business Demography(2011)」
 ドイツ: Statistisches Bundesamt「Unternehmensgründungen, -schließungen: Deutschland, Jahre, Rechtsform, Wirtschaftszweige」
 フランス: INSEE「Taux de création d'entreprises en 2012」

2-5 (3) 創業支援施策における課題

- 開業率の上昇に直接的に資する施策を優先する観点で、従前は③創業準備者向けの施策に集中してきたところであり、特に①創業無関心者向けの施策はあまり実施されてこなかった。
- 国際研究プロジェクト「グローバル・アントレプレナーシップ・モニター」によれば、我が国は、創業希望者に対する创业者の割合は海外と比較しても高水準である一方、創業希望者の割合が低い。

● ステージ毎の施策の対応状況



● ステージ毎の割合の国際比較

成人（18～64歳）に占める創業ステージ毎の割合（%、倍）

	②創業希望者	③創業準備者	④創業者	創業希望者に対する 創業者の割合 (④/②)
日本	3.8	1.5	1.5	0.38
アメリカ	13.6	6.9	4.1	0.30
フランス	13.1	3.1	1.2	0.09
イギリス	7.5	3.1	3.0	0.40
ドイツ	7.3	3.0	2.0	0.28

※上記割合は、2001～2010年の平均値

※ここでの「創業希望者」とは、今後3年間に、1人又は複数で、自営業・個人事業を含む新しいビジネスを始めることを見込んでいる者を指す。

※ここでの「創業準備者」とは、(1) 独立して又は勤務先のために新しい事業を立ち上げようとしていること、(2) 過去12ヶ月以内にそのための具体的な活動を行ったこと、(3) 事業の少なくとも一部を所有する（予定であること、(4) 3ヶ月以上に渡り、事業から報酬を受けていないこと、の4要件を満たす者を指す。

※ここでの「創業者」とは、(1) 現在、自営業主、会社のオーナーや共同経営者として経営に参与していること、(2) 事業の少なくとも一部を所有していること、(3) 3ヶ月以上に渡り、事業から報酬を受けていること、(4) ただし、3.5年以上に渡り、事業から報酬を受けていないこと、の4要件を満たす者を指す。

(出典) 鈴木正明 (2013年5月) 「日本の起業活動の特徴は何か」を再編加工 グローバル・アントレプレナーシップ・モニター調査

(参考) 創業までの4ステージ

- | | |
|---------|--|
| ①創業無関心者 | 創業について現在関心がない者 |
| ②創業希望者 | 創業に関心があり、創業したいと考えているが、現在具体的な準備を行っていない者 |
| ③創業準備者 | 創業したいと考えており、現在創業に向けて具体的な準備を行っている者 |
| ④創業者 | 創業を実現した者 |

2-5 (4) 創業気運の醸成に向けた制度的枠組みの方向性①

検討中

- K P I の達成に向けて現行スキームは維持した上で、今後は創業気運の醸成策を強化すべき。
- 現行スキームにおいて、主に創業準備者に対して創業支援事業を行っているが、支援対象を拡張して、主に創業無関心者に対して新たに「創業気運醸成事業（仮称）」を実施してはどうか。その担い手となる事業者に対して、現行の創業支援事業への優遇措置と同様の支援を講じることとしてはどうか。

仙台市の若年層向けの起業家マインド養成プログラム「起業体験ワークショップ」

- 主催は仙台市と、INTILAQ東北イノベーションセンター（一般社団法人IMPACT Foundation Japan）。実施主体は起業家教育会社のセルフウィング。後援に仙台市教育委員会。
- 実施回によって対象年齢は異なり、小学生向けと中高生向けがある。参加費は無料。
- グループに分かれて、仮想の会社を設立。**丸一日で、商品企画から、事業計画作成、金融機関との交渉を通じた資金調達、生産、販売、決算までを体験。**
- 銀行役を務める大人に対して事業資金借入れのための交渉をしたり、銀行役の大人は子どもたちが作成した事業計画を精査し、内容によっては融資を断り、計画の練り直しを迫るなど、本格的なやりとりのなかで「働く」ということを肌で感じられる起業体験プログラム。



創業支援事業と創業気運醸成事業（仮称）の比較

事業名	創業支援事業 (現行法)	創業気運醸成事業 (仮称)
具体例	創業セミナー、 相談窓口、 マッチング支援 等	起業家教育、 若年層向けビジネス コンテスト等
主な対象	創業準備者	創業無関心者
実施主体	商工会・商工会議所 金融機関等	教育支援事業者 起業家関連NPO等
実施主体 への 優遇措置	信用保証の特例 (現行法116条)	信用保証の特例

2-5 (5) 創業気運の醸成に向けた制度的枠組みの方向性②

検討中

- 市区町村が創業気運醸成事業（仮称）を実施する場合、創業支援事業とも連携して行うべき。
- 創業気運醸成事業（仮称）を実施しようとする意欲的な市区町村を巻き込むスキームを検討中。

